

## 厚生年金基金規則及び「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」（通知）の一部改正について

### 1. 改正の趣旨

厚生年金基金の資産運用については、平成 9 年の 5:3:3:2 規制の撤廃後、各基金が自己責任の下で自主的に運用を行うことを基本原則とし、厚生労働省では受託者責任等について、「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」（通知）（以下「ガイドライン」という。）を示してきた。

しかし、規制撤廃後 15 年が経過し、資産運用の手法も多様化・複雑化し、金融市場の変動幅も大きくなる中で、資産運用規制の在り方も時代に即した内容とする必要が生じている。また、いわゆる AIJ 問題を契機として、受託者責任の徹底も必要となってきたことから、今般、厚生年金基金規則及びガイドラインについて所要の改正を行うものである。

### 2. 改正の主な概要

#### （一）ガイドラインの目的【ガイドライン一（１）改正】

- 厚生年金基金が公的年金の一部を代行していることを踏まえ、リスク管理に重点をおいた運用が必要である旨を追加する。

#### （二）政策的資産構成割合【厚生年金基金規則第 41 条の 6、ガイドライン三（４）改正】

- 現行で努力義務となっている政策的資産構成割合（基本ポートフォリオ）の策定を義務化する。

#### （三）運用の基本方針関係【厚生年金基金規則第 56 条第 2 項、ガイドライン三（４）改正】

##### （１）集中投資

- 特定の運用受託機関に対する資産の運用の委託が、基金の資産全体から見て過度に集中しないよう、基金は集中投資に関する方針を定めなければならないこととする。  
また基金は、運用の基本方針を厚生労働大臣に届け出なければならないこととする。

##### （２）オルタナティブ投資を行う場合の留意事項

- ① オルタナティブ投資（株式や債券等の伝統的な資産以外の資産への投資又はデリバティブ等伝統的投資戦略以外の戦略を用いる投資）を行う場合は、運用の基本方針に以下の事項を定めなければならないこととする。
  - ・当該オルタナティブ投資を行う目的
  - ・政策的資産構成割合における当該オルタナティブ投資の位置付けとその割合
  - ・当該オルタナティブ投資に固有のリスクに関する事項

② オルタナティブ投資に係る運用受託機関の選任に当たっては、以下の事項に留意しなければならないこととする。

ア. 当該運用受託機関の組織体制に関する事項

- ・組織の概況、意思決定プロセスの流れ
- ・コンプライアンス等の内部統制体制
- ・監査体制 等

イ. 当該運用受託機関の財務状況等に関する事項

- ・財務状況の推移
- ・運用受託実績等の推移 等

③ オルタナティブ投資に係る運用受託機関が用いる運用戦略については、以下の事項を参考にしつつ、運用受託機関に対し、当該商品の内容等についての説明を求め、その内容を確認しなければならないこととする。

(共通事項)

- ・当該運用戦略のリターンの源泉、リスク
- ・当該運用戦略の時価の算出の根拠、報告の方法
- ・当該運用戦略に関し情報開示を求めた場合の対応
- ・当該運用戦略に係る運用報酬等の運用コスト

(個別運用戦略)

ア. 外国籍私募投資信託等、海外のファンドを用いた投資を行う場合

- ・ファンド監査の有無
- ・当該運用受託機関と資産管理機関及び事務処理機関との役員の兼職等の人的関係や資本関係

イ. 先物取引、オプション等のデリバティブを用いた投資を行う場合

- ・レバレッジによるリスク

ウ. 証券化の手法を用いた商品に投資を行う場合

- ・当該戦略の仕組み（原資産の特性を含む）とそれに内在するリスク

エ. ファンド・オブ・ヘッジファンズに投資を行う場合

- ・それぞれの運用戦略の相関関係

オ. 未公開株式や不動産等に投資する場合

- ・換金条件等の流動性に関する事項

#### (四) 運用の委託【ガイドライン三（５）改正】

##### (１) 運用受託機関の選任

- 運用受託機関の選任の際に行う運用受託機関に対するヒアリングは、投資判断を行うファンドマネジャー等に対するヒアリングを含めることが望ましいこと、及び必要に応じ、運用コンサルタントや資産運用委員会等からのヒアリングを行うことが望ましいこととする。

## (2) 運用受託機関の評価

### ○ 運用受託機関の定量評価、定性評価の基準として、以下の留意事項を追加する。

#### ア. 定量評価

アクティブ運用においては、市場において一般的に使用されている、運用の効率性を示す指標（リスクに対してどの程度のリターンがあげられるかを示す指標）等に留意しなければならないこと。

#### イ. 定性評価

##### (ア) 投資方針

- ・内容の明確性、合理性、一貫性など

##### (イ) 組織及び人材

- ・意思決定の流れや責任の所在の明確性
- ・十分な専門性・経験を有する人材の配置
- ・人材の定着度と運用の継続性・再現性の確保

##### (ウ) 運用プロセス

- ・投資方針との整合性
- ・リターンの追究方法の合理性・有効性
- ・リスク管理指標の合理性・有効性

##### (エ) 事務処理体制

- ・売買、決済等の事務処理体制の効率性
- ・運用実績の報告の迅速性、正確性、透明性

##### (オ) リスク管理体制

- ・実効性及び適切性など

##### (カ) コンプライアンス

- ・法令や運用ガイドライン遵守体制の整備状況
- ・過去における法令違反の有無
- ・事故発生時における対応体制
- ・監査の状況（内部監査、外部監査）

## (五) 運用コンサルタント等の利用【ガイドライン三（8）改正】

- 基金が契約を締結する運用コンサルタント等は、金融商品取引法第 29 条の規定による投資助言・代理業を行う者としての登録を受けている者でなければならないこととする。
- 基金が運用コンサルタント等と契約を締結する際には、当該運用コンサルタント等の運用受託機関との契約関係の有無を確認しなければならないこととする。

#### **(六) 研修等【ガイドライン三（九）改正】**

- 管理運用業務に携わる者は、自らが有する管理運用業務に関する専門的知識及び経験等の程度に応じ、資産運用に係る研修を受講しなければならないこととする。

#### **(七) 理事等の禁止行為【ガイドライン三（一〇）改正】**

- 基金の役職員は、基金が公的年金制度の一部を代行する公共性の高い事務を行うものであることにかんがみ、国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）に準拠して基金の役職員の職務に係る倫理に関する規程を定めなければならないことを定める。

#### **(八) 資産運用委員会【ガイドライン六改正】**

##### **(1) 資産運用委員会の構成**

- 資産運用委員会の構成員に、専門的知識及び経験を有する学識経験者や実務経験者を加えることとする。

##### **(2) 資産運用委員会の議事**

- 資産運用委員会の議事は記録にとどめて保存するものとし、理事は、当該議事の概要について直近の代議員会に報告するほか、加入員等に周知しなければならないこととする。

#### **(九) その他【ガイドライン八改正】**

##### **(1) 代議員会への報告**

- 理事等が行う代議員会への報告の内容として、以下の事項を追加する。
  - ・運用受託機関の選任状況
  - ・運用受託機関の評価結果
  - ・運用受託機関のリスク管理状況
  - ・役職員の研修受講その他の自己研鑽の状況その他基金の管理運用体制の状況

##### **(2) 加入員及び事業主への情報開示**

- 加入員等へ周知すべき業務概況事項の中に、資産運用委員会の議事の概要を加えるとともに、理事等は、代議員会への報告、加入員への周知又は事業主への情報提供を行うに当たっては、平易な表現を用いなければならないこととする。

### **3. 施行日**

(一)、(四)、(七) 公布の日

(二)、(三)、(五)、(六)、(八)、(九) 平成 25 年 4 月 1 日